

「第 3 次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」の内容

第 1 部 基本的考え方

1 目指すべき社会

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

2 最近の社会情勢についての認識

- ① 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来
- ② 経済の低迷と閉塞感の高まり
- ③ 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大
- ④ 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

3 基本法施行後 10 年間の反省

- ① 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組が不十分であった。
- ② 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことで、あらゆる人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- ③ 男女共同参画社会を実現しようとする強い意志と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- ④ 男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらなかった場合があった。

4 第 3 次基本計画の策定に当たっての留意点

- ① 基本法施行後 10 年間の反省を踏まえて、実効性のあるアクション・プランとする。
 - ・具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、達成状況について定期的にフォローアップする。
- ② 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指す。
 - ・「仕事と生活の調和」「子ども・子育て支援策」「人権施策」など関連施策との密接な連携
- ③ 女子差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項について、点検するなどにより、国際的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方を重視する。
- ④ 計画の策定過程の透明化を進め、国民の意見などを反映するなどプロセスを重視する。

5 第 3 次計画の策定に当たって、改めて強調すべき視点

- ① 女性の活躍による社会の活性化
- ② 男性にとっての男女共同参画
- ③ 子どもにとっての男女共同参画
- ④ 様々な困難を抱える人々への対応
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑥ 地域における身近な男女共同参画の推進

6 喫緊の課題

- ① 分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクションの推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの構築
- ④ 推進体制の強化

7 その他

計画期間：5 年間

第 2 部 重点分野

次のページ